



TOPICS

1. 証券詐欺訴訟のクラスアクションの要件に関する最近の裁判例
2. False Claims Act の近年の動向

## 1. 証券詐欺訴訟のクラスアクションの要件に関する最近の裁判例

### はじめに

米国の証券詐欺訴訟においては、クラスアクション制度が利用されるのが一般的です。クラスアクションとして訴訟を進めるためには、本案審理に入る前に裁判所からクラスアクションとしての承認（クラス承認、class certification）を受ける必要があります。クラス承認を受けるためには、連邦民事訴訟規則 23 条（以下「民訴規則 23 条」）(a)項に定められた 4 要件<sup>1</sup>を満たし、かつ、(b)項の(1)から(3)に定められる 3 種類のクラスアクションのいずれかに該当しなければなりません。証券詐欺訴訟で適用されるのは(b)項の(3)であり（なお、(1)<sup>2</sup>及び(2)<sup>3</sup>は限られた場合にしか適用がありません。）、クラス構成員に共通の法律問題又は事実問題が個々のクラス構成員に関わる問題よりも支配的であるという支配性（predominance）及

<sup>1</sup> 全ての構成員を併合することが現実的ではないという構成員の多数性（numerosity）、クラスに共通の法律問題または事実問題があるという共通性（commonality）、クラス代表者の請求ないし防御がクラス全体の中で典型的であるという典型性（typicality）、クラス代表者および弁護士がクラス全体の利益を公正かつ適切に保護することができるという適切性（adequacy）の 4 要件である。

<sup>2</sup> 個別的な訴訟による判決では相手方当事者が矛盾する行為を求められてしまう恐れがある場合（A）又は個別的な訴訟では非当事者の利益を処分することになってしまったり、非当事者の利益を保護する能力を実質的に損なってしまうような場合（B）に認められる。

<sup>3</sup> クラス全体に一般的に当てはまる根拠で相手方当事者が作為・不作為をしているので、クラス全体にかかる差止又は宣言判決が適当となる場合に認められる。

び他の手段よりもクラスアクションの手法を採用することが優れているという優位性（superiority）の要件を満たす必要があります。

今回紹介するアムジェン事件（Amgen, Inc. v. Connecticut Retirement Plans and Trust Funds No.11-1085（U.S. Feb. 27, 2013））で、連邦最高裁は、証券詐欺訴訟におけるクラス承認の段階では、原告らが信頼した不正な声明が重要であることについての立証は不要であると判断し、その立証なしにクラス承認をしました。他方で、近時、同様に証券詐欺訴訟であるハリバートン II 事件（Halliburton Co. v. Erica P. John Fund, Inc., No. 13-317（U.S. June 23, 2014））においては、連邦最高裁は、クラス承認の段階で、被告に対し、不正な声明が株価に影響を与えていない旨の立証を行うことを認めるとの判断を下しました。今回の記事では、アムジェン事件の事案及び判旨の概要と、アムジェン事件とハリバートン II 事件判決との関係について簡単にご紹介します。

### アムジェン事件の事案及び判旨の概要

アムジェン社の株主である原告らは、同社が、誤った又は誤解を招くような不正な声明を公開したため、同社の株価が不正に高騰したと主張して、証券取引所法（Securities Exchange Act）10 条(b), 15 U.S.C. § 78j(b)、及び SEC 規則 10b-5<sup>4</sup>に基づ

<sup>4</sup> これらの法及び規則の元で証券詐欺訴訟を提起するには、原告は、①被告による重要な不正な声明又は不作為②故意③不正な声明又は不作為と株式の売買の因果関係④不正な声明又は不作為への信頼⑤経済的損失⑥損害の原因を立証する必要がある（アムジェン事件判決 Opinion of the Court 3 頁）。

いて証券詐欺訴訟のクラスアクションを提起し、民訴規則 23 条(b)(3)に基づく同社の株主のクラス代表者としてクラス承認を求めました。証券取引所法 10 条(b)、15 U.S.C. § § 78j(b)、及び SEC 規則 10b-5 に基づいて証券詐欺訴訟を提起する場合には、原則として、原告は、原告が不正な声明を信頼したことを立証しなければなりません。もっとも、この点につき、Basic Inc. v. Levinson<sup>5</sup>判決は fraud-on-the-market 理論（以下「FOM 理論」）を承認し、不正な声明があった場合、その影響は株価に反映されているはずであるとして、原告が「効率的市場（Efficient Market）」において株式を取引した場合は、原告の声明に対する信頼を推定するという判決を出していました。クラス承認との関係において、仮に各原告の信頼を個別に立証しなければならないとすると、多くの場合支配性の要件を満たさず、民訴規則 23 条(b)(3)の下でのクラス承認が受けられないこととなりますので、クラスとして承認されるためには、FOM 理論の適用がほぼ不可欠となります。

これに対し、アムジェン社は、重要でない声明は市場に影響を与えないから、FOM 理論を適用するには、原告は、クラス承認の段階において、当該声明の不実表示が重要（material）であることを立証しなければならないと主張しました。連邦地方裁判所は、このアムジェン社の主張を退け、声明の重要性の立証を要することなくクラス承認をしました。また、連邦巡回裁判所における控訴審（Ninth Circuit）においても、声明の重要性は、証券詐欺訴訟における本案審理事項であるとして、全員一致で連邦地方裁判所の判決が維持されました。これを受けて 2013 年 2 月 23 日に出された連邦最高裁判決は、声明の重要性はクラス共通の証拠で立証することができること、仮に原告が声明の重要性を立証できない場合でも、個々のクラス構成員に関わる問題が支配的となることはないとの理由から、この結論を維持し、クラス承認をしました。

<sup>5</sup> Basic Inc. v. Levinson, 485 U.S. 224 (1998) (U.S. March 7, 1988)

この判決により、証券詐欺訴訟の被告としては、クラス承認の段階では有効な反撃方法がないと結論付けられたかに思われました。

#### ハリバートン II 事件判決との関係

ところが、2014 年 6 月 23 日、アムジェン事件同様の証券詐欺訴訟であるハリバートン II 事件判決において、連邦最高裁は、クラス承認の段階で被告に防御方法を与える判決を下しました。この事件において、ハリバートン社は、FOM 理論の廃止を主張しました。連邦最高裁は、同理論の廃止については認めませんでした。クラス承認の段階で、被告の不正な声明が株価に影響を与えていない旨の立証を行うことを認めるとの判断を下しました。

しかし、ハリバートン II 判決は、アムジェン事件判決を覆すものでも、これと矛盾するものでもなく、両判決は両立する独立した関係にあります。アムジェン事件判決は、不正な声明の重要性についての立証を問題とするものであり、ハリバートン II 事件判決は、被告の不正な声明の株価に対する影響の立証を問題にするものだからです。

この 2 つの判例を含め、クラス承認の要件については、近時重要な判断が複数出されていますので、今後も、クラスアクションの承認の傾向がどのように変化するか、注意深く見ていく必要があります。

## 2. False Claims Act の近年の動向

False Claims Act（虚偽請求取締法、以下「FCA」）は、虚偽請求等により不正に連邦政府から金員の支払を受けた者に、連邦政府が被った損害の 3 倍額の賠償責任及び民事罰を課されることを規定しており、司法長官は、FCA 違反の行為が確認された場合には、民事訴訟により違反者に対する民事責任を追及することができることとされています。更に、FCA は、不正を知った私人が原告となつて、連邦政府のために、不正を行った者を被告として訴訟提起することができることと定めており、原告勝訴の場合、被告により支払われた連邦政府に対する和解金又は賠償額等の 3 割を上限額

とする報償金を米国司法省から受けることができるとしてあります (Qui Tam Action)。

2009年、FCAによる責任が生ずる要件の明確化を図ることを目的として、FCAの一部を改正するFraud Enforcement Recovery Act (不正制裁回復法、以下「FERA」)が制定されました。FERAは一定の範囲で遡及的にFCAに基づく請求に適用されることとなりましたが、その範囲をめぐる解釈が分かれており、不透明な状況となっています。

## 経緯

2008年、連邦最高裁判所は、Allison Engine社事件 (以下「第一次AE事件」)<sup>6</sup>の判決にて、全員一致で、FCAに基づく責任が認められるには、支払を受けた者が、連邦政府が支払を承認する上で「重要な事項」について「意図的に」虚偽の申出を行うことが必要であるとの見解を示しました。

FERAの制定趣旨について、上院報告書は、第一次AE事件における連邦最高裁判所の上記見解には「重要な事項」及び「意図的」という要件を付加する等の法解釈の誤りがあるため、これを是正するための制定であると説明しています<sup>7</sup>。第一次AE事件で示された要件が不要であることを明確化したFERAは2009年に制定され、同法第4条(f)(1)に、FERAが2008年6月7日 (第一次AE事件の判決にて連邦最高裁判所が上記見解を示す2日前)に制定されたものとみなして同日付けで遡及的に効力を生じるものとして、“all claims under the FCA…that are pending on or after that date”に適用される、との規定が置かれました。

しかしながら、遡及的に効力が及ぶとされる”all claims under the FCA…that are pending on or after that date” (以下「FCA請求」)の範囲が規定上明確ではないため、巡回区控訴裁判所において、主に、2008年6月7日 (以下「基準日」)までに訴訟提起がされて裁判が係属する請求にも及ぶとする立場と、基準日までに連邦政府に対する具体的な請求がされて支払が保留となっているものに

限られるとする立場に解釈が分かれることになりました。

そのため、FCA請求の範囲について、第二次Allison Engine社事件 (以下「第二次AE事件」)の連邦最高裁判所の判断が待たれていましたが、2013年、連邦最高裁判所は裁量上訴の申立てを却下したため<sup>8</sup>、いかなる請求がFCA請求としてFERAによる遡及効の対象となるのかについての連邦最高裁判所の判断は結局示されることはなく、巡回区控訴裁判所の判断が分かれたままの状況となっています。

## 巡回区控訴裁判所の判断

FERAの遡及効が及ぶFCA請求の範囲にかかる解釈につき、各巡回区控訴裁判所の立場は以下のように分かれています。まず、FCA請求の範囲を広く解する立場の巡回区控訴裁判所は<sup>9</sup>、FCA請求とは裁判所又は他の司法的機関に対する法的手続を意味すると解釈し、したがって、2008年6月7日以降に係属する裁判手続等での請求については、FERAが適用され、重要事項の不実告知に関して連邦政府を欺く意図は不要であるとの判断を示しています。他方、FCA請求の範囲を狭く解する立場の巡回区控訴裁判所には<sup>10</sup>、裁判手続等がいつ申立てられたかは関係がなく、FCA請求とは連邦政府に対する支払要求のことであり、したがって、2008年6月7日以降に連邦政府が支払を保留している支払要求についてのみ、FERAが適用され、重要事項の不実告知に関して連邦政府を欺く意図は不要であるとするものもあります。

上記以外に、たとえば第5巡回区控訴裁判所は、FCA請求と認められるには、2008年6月7日時点で訴訟が係属していればよく、支払要求がいつな

<sup>8</sup> *Allison Engine Co. v. United States ex rel. Standers*, Dkt. No. 12-1057 (June 24, 2013)

<sup>9</sup> FCA請求の範囲を広く解する裁判例: *United States ex rel. Yannacopoulos v. Gen. Dynamics*, 652 F.2d 818, 822 n.2 (7th Cir. 2011); *United States ex rel. Kirk v. Schindler Elevator Corp.*, 601 F.3d 94, 113 (2nd Cir. 2010), *rev'd on other grounds*, 131 S. Ct. 1885 (2011)

<sup>10</sup> FCA請求の範囲を狭く解する裁判例: *United States ex rel. Cafasso v. Gen. Dynamics C4 Sys., Inc.*, 637 F.3d 1047, 1051 n.1 (9th Cir. 2011); *Hopper v. Solvay Pharm., Inc.*, 588 F.3d 1318, 1327 n.3 (11th Cir. 2009)

<sup>6</sup> *Allison Engine Co. v. United States ex rel. Standers* 553 U.S. 662, 665 (2008)

<sup>7</sup> S. Rep. No. 10, 111th Cong., 1st Sess. 10 (2009)

されたかは問わない、と判示した<sup>11</sup> 2年後に、反対の判断を示したため<sup>12</sup>、同巡回区控訴裁判所管内の地方裁判所がいずれの立場に従うのかは明らかでない状況になっています<sup>13</sup>。

また、第1、第3、第4、第8、及び第10巡回区控訴裁判所、並びにD.C. 巡回区及び連邦巡回区控訴裁判所は、事案の解決に解釈の相違は重要な問題ではないなどとして、FCA請求の意味を未だ明らかにしていません<sup>14</sup>。

地方裁判所レベルでは、第1及び第3巡回区管内の地方裁判所は、FCA請求とは連邦政府への支払要求を意味するものと解釈し、一方、第8及び第10巡回区管内の地方裁判所は、FCA請求とは裁判手続がとられている請求であると解釈していません<sup>15</sup>。

#### 裁量上訴の申立ての却下

上記のとおり、2013年6月24日、連邦最高裁判所は、第二次AE事件において、いかなる請求がFCA請求であるのかを明確にするべくなされたAllison Engine社の裁量上訴の申立てを却下しました。この上訴申立ては、第6巡回区控訴裁判所の判決<sup>16</sup>に対してなされたものですが、Allison Engine社は、FCA請求とは、訴訟が係属していれば足り、FCAに基づく請求に詐欺の意図を不要とするFERAの条項は、基準日の数年前になされた虚偽請求や基準日の時点で支払済みとなっている支払要求に基づくものであっても、基準日の時点で訴訟が係属していればFCA請求として遡及的な効

<sup>11</sup> *United States ex. rel. Steury v. Cardinal Health, Inc.*, 625 F.3d 262, 267 n.1 (5th Cir. 2010)

<sup>12</sup> *Gonzalez v. Fresenius Med. Care N. Am.*, 689 F.3d 470, 475 & n.4 (5th Cir. 2012)

<sup>13</sup> 例えば、*United States ex. rel. Jamison v. McKesson Corp.*, 2012 WL 4499136, at 10 n.5 (N.D. Miss. Sept. 28, 2012) 参照。

<sup>14</sup> 例えば、*United States v. Hawley*, 619 F.3d 886, 894-895 (8th Cir. 2010); *United States ex. rel. Lemmon v. Envirocare of Utah, Inc.*, 614 F.3d 1163, 1167 n.3 (10th Cir. 2010), *United States ex. rel. Loughren v. Unum Group*, 613 F.3d 300, 306 n.7 (1st Cir. 2010), *United States ex. rel. Owens v. First Kuwaiti Gen. Trading & Contracting Co.*, 612 F.3d 724, 728 n.\* (4th Cir. 2010) 参照。

<sup>15</sup> *Sanders v. Allison Engine Co.*, 703 F.3d at 940 参照。

<sup>16</sup> *Sanders v. Allison Engine Co.*, 703 F.3d 930 (6th Cir. 2012)

力が及ぶと主張して、裁量上訴の申立てを行っていません。

#### 連邦最高裁判所の判断の影響

いかなる請求がFCA請求であるかを連邦最高裁判所は明確にしませんでしたが、この問題は、FCAに関する何十億ドルもの潜在的な賠償責任に関係します<sup>17</sup>。基準日である2008年6月7日時点で係属中であったFCAに関する訴訟件数を正確に把握することは、その多くの訴訟が公開されていないため不可能ですが、米国全体で1000件以上のFCAに関する訴訟が係属していたとの推定が専門家によりなされています。

巡回区控訴裁判所の判断が分かれている限り、FCAに基づく請求の被告は、どの巡回区控訴裁判所で訴えられるのか、いつ被告が連邦政府に対して支払要求したのか、いつ訴訟が提起されたのかによって、責任発生の基準が異なりうるようになります。FCA請求の範囲を広く解する巡回区控訴裁判所、すなわち、第2、第6及び第7巡回区控訴裁判所においては、基準日以降に訴訟が係属していれば、FERAによる緩やかな基準が適用されます。したがって、これらの巡回区控訴裁判所では、基準日以前に遡る支払要求に対しても緩やかな基準が適用されるということになり、被告とされた当事者にとっては好ましくない裁判所となります。

一方で、FCA請求の範囲を狭く解する巡回区控訴裁判所、すなわち、第9及び第11巡回区控訴裁判所では、第一次AE事件で連邦最高裁判所が示した基準よりも緩やかなFERAによる基準は、基準日の2008年6月7日以降において支払要求が保留となっている事案にのみ適用されることとなります。

他の巡回区控訴裁判所がいかなる解釈を採るのかは不透明であり、また連邦最高裁判所は第二次AE事件においてこの問題を明確にしないとの選択をしています。

<sup>17</sup> 米国司法省民事課統計 - Overview: October 1, 1987–September 30, 2012 (Oct. 24, 2012), [http://www.justice.gov/civil/docs/forms/C-FRAUDS\\_FCA\\_Statistics.pdf](http://www.justice.gov/civil/docs/forms/C-FRAUDS_FCA_Statistics.pdf). 参照。

## 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号神谷町プライムプレイス

電話 03.3433.3939

FAX 03.5401.2725

WWW.JONESDAY.COM

## 世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アトランタ	アーバイン	アムステルダム	アル・コバール	インド
クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ	サンパウロ	サンフランシスコ
シカゴ	ジッタ	シドニー	シリコンバレー	シンガポール
ダラス	デュッセルドルフ	ドバイ	ニューヨーク	パース
パリ	ピッツバーグ	ヒューストン	フランクフルト	ブリュッセル
ボストン	マイアミ	マドリード	ミュンヘン	ミラノ
メキシコシティ	モスクワ	リヤド	ロサンゼルス	ロンドン
ワシントン 東京	上海	北京	香港	台北

編集責任者：	弁護士 佐藤 りか	( <a href="mailto:rsato@jonesday.com">rsato@jonesday.com</a> )
	弁護士 森 雄一郎	( <a href="mailto:ymori@jonesday.com">ymori@jonesday.com</a> )
	弁護士 棚澤 高志	( <a href="mailto:ttanazawa@jonesday.com">ttanazawa@jonesday.com</a> )
編集者：	弁護士 大平 勇介	( <a href="mailto:yohira@jonesday.com">yohira@jonesday.com</a> )
	弁護士 川崎 邦宏	( <a href="mailto:kkawasaki@jonesday.com">kkawasaki@jonesday.com</a> )
	弁護士 高橋 俊昭	( <a href="mailto:ttakahashi@jonesday.com">ttakahashi@jonesday.com</a> )
	弁護士 大山 剛志	( <a href="mailto:toyama@jonesday.com">toyama@jonesday.com</a> )
	弁護士 徳本 尚子	( <a href="mailto:ntokumoto@jonesday.com">ntokumoto@jonesday.com</a> )
	弁護士 西山 誠一	( <a href="mailto:snishiyama@jonesday.com">snishiyama@jonesday.com</a> )
	弁護士 花田 裕介	( <a href="mailto:yhanada@jonesday.com">yhanada@jonesday.com</a> )
	弁護士 岡野 光孝	( <a href="mailto:mokano@jonesday.com">mokano@jonesday.com</a> )
	弁護士 長鎌 未紗	( <a href="mailto:mosagane@jonesday.com">mosagane@jonesday.com</a> )
	弁護士 藤本 博之	( <a href="mailto:hfujiimoto@jonesday.com">hfujiimoto@jonesday.com</a> )

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。